

霊苑管理システム更新業務プロポーザル仕様書

1 基本的事項

(1) システム更新の目的

◇1 老朽化した現行霊苑管理システムの機器及びシステムの再構築

(2) 本業務の範囲

◇1 本業務では、システム開発(要件定義、基本設計、詳細設計、プログラム開発、テスト、本番移行)、現行データの移行、導入年度保守の各工程及び研修を対象とする。

(3) 新システム導入における考え方

◇1 パッケージの機能を最大限活用し、市が求める機能(別途、特定テーマを設定)の設定を、最小限のカスタマイズで導入すること。

(同等の機能があれば、市の運用を変更することも可能。)

◇2 意思決定に十分な資料提供と説明を行い、同意を得ること。

◇3 的確な中間目標を設定するなど、プロジェクトの延滞がないよう管理すること。また、定期的に進捗状況及び懸案事項等の報告説明を行うこと。

◇4 設計書、ドキュメントを整備し、紙媒体及び記録媒体に収録した電子データを提出すること。

(画面設計、帳票設計、ジョブフロー図、ネットワーク構成図、ファイルレイアウト、コードブック等)

◇5 導入決定後、パッケージシステム動作環境を早期にセットアップし、パッケージの具体的な操作方法、機能内容を評価できるようにすること。また、カスタマイズによる修正内容は速やかに評価環境に反映させて、確認できるようにすること。

(4) 導入スケジュール

◇1 令和2年9月契約 → 令和3年1月～2月運用開始 → 3月31日パッケージシステム保守完了

(5) 納品物及び提案価格

◇1 納入数・納入先は以下のとおりで提案すること。

①本仕様に基づくシステムの稼働に必要なハードウェア端末機器及びソフトウェアライセンス一式

【想定する納入端末機器数】

・専用パソコン 1台 スタンドアロン型で設置

・専用プリンタ 1台

②三田市導入版の利用マニュアル 紙媒体及び記録媒体に収録したマニュアルデータ 各1部

③納入先及びシステム設置場所は三田市環境創造課内配置のデスク上(職員が共通使用できる専用デスク) 1か所

◇2 ソフトウェアの価格には下記の価格を含めて提案すること。

①パッケージシステムの価格(標準的なパッケージシステムを導入する際の価格)

②パッケージシステムのカスタマイズ価格(仕様書の内容によるシステム修正・カスタマイズ価格・・・実績例から標準的なカスタマイズ価格)

③保守管理に必要なソフトの価格(カスタマイズ及びメンテナンス、バックアップ等で貴社が必須と判断する開発ソフトに関する費用)

④セキュリティ対策ソフト(スタンドアロンでもパターンファイルを更新できる仕組みがあるもの)

⑤導入にかかる諸経費

・オペレーション指導研修費用(貴社の標準的なオペレーション指導等の研修費用操作マニュアル等も含む)

・搬入現地調査費用(機器搬入からパッケージシステムの動作確認ができるまでに要する費用)

(6) 個人情報の保護

◇1 システムの導入業務及び保守業務(以下「当該業務」という)においては、以下の内容を遵守すること。また、以下の内容を契約条件に含めた委託契約が可能であること。

① 基本的事項

個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行うこと。

② 目的外利用・提供の制限、秘密の保持

当該業務において知り得た個人情報を、当該業務の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しないこと。このことは、当該業務が終了した後においても同様とする。

③ 漏えい、滅失及び毀損の防止

当該業務において知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。

④ 廃棄

個人情報等を含む記録媒体等を廃棄するときは、いかなる方法によっても復元または解読できないように消去等を行ったうえで、速やかにかつ確実に廃棄すること。

⑤ 複写または複製の禁止

当該業務において取り扱う、個人情報は承諾なしに複写、または複製しないこと。

⑥ 持出しの禁止

三田市の保有情報を三田市役所から持ち出さないこと。

⑦ 再委託の禁止

三田市が事前に承諾した場合を除き、当該業務については自ら行い、第三者に再委託しないこと。なお、三田市の承認を得たうえで再委託を行う場合には、当該第三者に対してもこの情報セキュリティに関する事項を遵守させること。

⑧ 事故発生時における報告

上記の内容に違反する事項が生じた時または生じる恐れがあることを知った時は速やかに三田市に報告し、その指示に従うこと。

⑨ その他

契約の際には、別紙の「個人情報保護に関する調査票」及び「誓約書」の提出が可能であり、導入作業においては別紙の「システム開発にあたっての遵守事項」が遵守できること。

(7) その他受託に求める要件

◇1 類似システム(墓地使用者管理)について、過去5年以内の導入実績があること。

◇2 当該業務の履行期間内に類似システム導入経験のある技術者の配置が確保できること。

◇3 導入後(次年度以降)の下記の保守業務について受託可能なこと。なお、導入年度は本業務の範囲内として受託者において保守対応すること。

① パッケージシステム保守(年間サポート)

・軽微なシステム修正

・システム障害時復旧対応及び技術サポート